

第 6 章 調査計画書についての知事の意見

第6章 調査計画書についての知事の意見

「和光都市計画事業（仮称）和光北インター東部地区土地区画整理事業 環境影響評価調査計画書」に関し、「埼玉県環境影響評価条例」第8条第1項の規定に基づき、埼玉県知事から提出された意見は、以下のとおりである。

意見書

和光都市計画事業（仮称）和光北インター東部地区土地区画整理事業環境影響評価の実施に当たっては、下記の事項を勘案すること。

記

1 事業計画について

計画地及びその周辺地域に係る道路計画が変更され、それに伴って本事業計画を変更する場合には、想定される環境影響について再検討すること。

特に大気質、騒音、振動において道路沿道に設定した調査地点及び予測地点については、位置の変更・追加を検討すること。

2 調査、予測及び評価について

(1) 全般的事項

ア 隣接して実施されている土地区画整理事業の進行による複合的な環境影響について考慮すること。

イ 和光高校、和光病院等の特に環境上保全すべき施設に配慮して、調査地点及び予測地点を追加すること。

(2) 大気質、騒音、振動

ア 計画地及びその周辺地域は現況においても大型車の通行が多く、本事業計画の実施によりさらに増加することが見込まれる。大気質、騒音、振動の予測において、類似事例等を参考に、進出企業の業種・規模等を具体的に想定するなどして、大型車類及び小型車類の交通量条件を設定したうえで、その根拠を明示すること。

イ 水道道路と主要地方道練馬川口線の交差部分にも住宅地が存在することから、調査地点の追加を検討すること。

(3) 大気質

ア 沿道環境大気質の調査地点 No.5 について、簡易測定で行うとしているが、可能な限り他の調査地点と同様の調査方法により実施するよう努めること。

イ 計画地及びその周辺地域は交通量が多く、車両の排出ガスの影響が懸念されることから、沿道の微小粒子状物質(PM2.5)について計画地内の主要な地点を選定して現地調査を行うこと。

(4) 土壌

ア 計画地の土地利用の状況において、駐車場、資材置き場、工場、事業場及び残土受入施設等が混在している現況に鑑みて、地歴調査を行い、有害物質の排出、使用等により土壌汚染の可能性がある土地利用が過去に行われたことが判明した場合には、その地点において土壌に係る有害項目を調査すること。

イ 造成工事等による土壌の飛散・流出の影響について考慮したうえで、土壌を調査、予測及び評価の項目とする必要はないのか検討すること。

(5) 植物

植生調査について、秋季のみ実施としているが、計画地には秋季に同定できない植物の存在が懸念されるため、調査時期を追加すること。

(6) 埋蔵文化財

計画地の地形等を考慮すると、埋蔵文化財が存在する可能性がある。関係機関と協議のうえ、必要に応じて調査、予測及び評価の項目への追加を検討すること。

3 環境保全措置について

(1) 環境保全についての配慮が特に必要な施設

工事や施設の稼働が和光高校での授業及び和光病院での診療などに与える影響について十分に把握したうえで、環境保全措置を検討し具体的に記載すること。

(2) 温室効果ガス

道路の開通及び企業の進出に伴い、交通量・交通流が大きく変化することが予想される。公共交通機関への切り替えや渋滞緩和策等を講じ、温室効果ガスの抑制に努めること。